

日本海外引越協会 規約

(名 称)

第 1 条 本団体は任意団体としてJIFFAの賛助会員に属し、日本海外引越協会
(英文では、JAPAN INTERNATIONALMOVERS ASSOCIATION)と称する。

(目 的)

第 2 条 本団体は海外引越及び引越に関連する業者間の交流を通じ事業の健全な
育成及び会員相互の利益と地位の向上を図り業界の発展に寄与することを
目的とし、健全な競争とサービス・品質の向上により社会への貢献を図る。

(会 員)

第 3 条 本協会の会員は次の通りとする。

- (1) 国内法人会員 — 本協会の目的に賛同して入会した、国内に資本を置く引越業を営む法人。
- (2) 海外法人会員 — 本協会の目的に賛同して入会した、海外に資本を置く引越業を営む法人。
- (3) 賛助会員 — 本協会の目的に賛同し、本協会を賛助するために入会した団体

(会 費)

第 4 条 会員は別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

- (1) 会員は定例会において本団体の活動上、特に必要と認めた特別負担金の拠出の議決をした場合には、これを納入しなければならない。
- (2) 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しないものとする。

(入 / 退 会)

第 5 条 入会または退会を希望する各種会員は、事務局に申し出なければならない。

国内法人会員及び海外法人会員の入会に際しては国内法人会員 2 社以上の推薦を要し、定例会にて国内法人会員の4分の 3 以上の議決を経なければならない。

賛助会員はこの限りでは無い。

(資格の喪失)

第 6 条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 除名されたとき

(除 名)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員全社に実態を通知し定例会において国内法人会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本団体の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき
- (2) 規約または定例会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 著しく会費を滞納したとき
- (4) 会員間(海外賛助会員含め)での請負清算が著しく滞納したとき

(事 務 局)

第 8 条 本団体に事務局を設置する。

- (1) 事務局には、会長及び所要の担当会員を置く。
- (2) 事務局は、下記構成内容とする。
会 長 — 会員 1 社
総務・会計 — 会員 2 社以上
広報 — 会員 1 社以上
- (3) 事務局担当会員は、国内法人会員より定例会にて選出し任期は 1 年とし年度末に再選を行う。
- (4) 事務局は必要に応じ、定例会とは別に事務局会合を開催し、その内容を定例会にて会員に報告しなければならない。
- (5) 各会員同士で自由な個別提携などを行うが事務局としてはそれらの提携などに関して仲裁も責任も負わない。
- (6) 会計監査は事務局店社以外に 1 社を定例会にて選出し任期は 1 年とし年度末に再選を行う。

(分 科 会)

第 9 条 必要に応じて、定例会で定めるところにより、専門の分科会を設置する。

各会にて情報の共有化を図るが各会員は外部への守秘義務を負うこととする。

- (1) 分科会は複数会員により構成される。
- (2) 分科会を構成する会員は、挙手制により選出され、定例会にて承認を受けなければならない。
- (2) 分科会は必要に応じ、定例会とは別に分科会会合を開催し、その内容を定例会にて会員に報告しなければならない。

(定 例 会)

第 10 条 毎月 1 回 定例会を開催する。ただし、繁忙期などは、この限りではない。

決議権の有資格者は国内法人会員のみとする。

- (1) 定例会幹事は会員の持ち回り分担とする。
- (2) 定例会幹事は、会員 2 社とする。
- (3) 当初予定していた日時に定例会を開催できない場合、その回の幹事は速やかに別日程を設定し、会員に招集連絡をしなければならない。
- (4) 定例会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催の 10 日前までに会員に通知されなければならない。
- (5) 会員は定例会の出欠の連絡を、事前に幹事会員に連絡しなければならない。何らの連絡も無い場合は事務局に白紙委任したものとする。
- (6) 定例会決議は国内法人会員の4分の3以上の同意を要する。
決議権の委任は事前に事務局宛に委任状をもって行い、議決権を行使する場合は幹事へ投票する。 尚、決議権の有資格者は国内法人会員のみとする。

(議 事 録)

第 11 条 定例会の議事については、その回の幹事が議事録を作成する。

- (1) 議事録は作成後、定例会欠席会員も含め、全会員に配布されなければならない。
- (2) 議事録には下記内容を含むものとする。
 - イ) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - ロ) 出席会員名
 - ハ) 議事の経過の概要及びその結果
- 二) 次回定例会予定日時と予定議事内容

(活 動 年 度)

第 12 条 本団体の活動年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とし、新役員の選出は、11 月の定例会において決議する。

(活 動 資 金 の 構 成)

第 13 条 本団体の活動資金は、会費及びその他の収入から成るものとする。

(経 費 の 支 弁 等)

第 14 条 本団体の経費は、活動資金をもって支弁する。

(会 計 報 告)

第 15 条 会計年度は、毎年 1 月～12 月とし、事務局の総務・会計担当は、年度終了後、会計監査を経て年次総会にて承認を得る。

(年次総会)

第 16 条

(1) 年次総会は毎活動年度終了後 2 ヶ月以内に召集する。

(2) 年次総会は次の事項を行う。

- (イ) 旧役員による活動報告、会計報告
- (ロ) 会計監査役の監査報告
- (ハ) 新役員による新年度活動方針、会計予算
- (ニ) (イ)(ロ)(ハ)の承認
- (ホ) その他重要事項の承認

(規約の変更)

第 17 条 この規約は、定例会において国内法人会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

(細 則)

第 18 条 この規約に定めるものの他、本団体の活動の運営上、必要な細則は定例会の議決を経て、事務局が別に定める。

日本海外引越協会

会費規定（案）

規約第 4 条に基づく会費規定を次の通り定める。

第 1 条 会費は次の通りとする。

国内法人会員	—	年額 10,000 円
海外法人会員	—	年額 10,000 円
賛助会員	—	年額 10,000 円

第 2 条 定例会で議決した特別な活動がある場合には、その都度特別会費を徴収する。

第 3 条 入会後の会費は、新年度（1 月 1 日）開始前、事務局の定める期間内に 1 年分を前納する。

第 4 条 年度中の入会会員に関しても、年度残月数に関わりなく一律 10,000 円とする。

第 5 条 本規定の改廃は定例会の議決による。

以 上